

(様式第 10 号)

## 〇〇活動組織規約

令和〇年〇月〇日制定

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この活動組織は、〇〇活動組織（以下「活動組織」という。）という。

(事務所)

第 2 条 活動組織は、主たる事務所を〇〇市〇〇〇〇番地に置く。

(目的)

第 3 条 活動組織は、第 4 条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

### 第 2 章 構成員

(構成員)

第 4 条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

なお、活動組織の構成に当っては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属を記載するよう努める。

### 第 3 章 役員

(役員の数及び選任)

第 5 条 活動組織に、代表 1 名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員任期)

第6条 役員任期は、○年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## 第4章 総会

(総会開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。
- 二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

## 第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(会費)

第15条 前条第二に掲げる収入として、会員から年〇〇〇〇〇円の会費を徴収するものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 18 条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 19 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 20 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々  
の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 21 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、  
領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 22 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。た  
だし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができ  
る。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書  
をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及び  
き損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告  
書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければ  
ならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代  
表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承  
認を受けなければならない。

## 第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 24 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

## 第7章 雑則

(細則)

第25条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員を選任については、第5条第2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、〇〇年〇月〇日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第16条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

(別紙)

令和〇年 〇月 〇日

## 〇〇活動組織参加同意書

以下3. の構成員は、〇〇活動組織へ参加するとともに、活動組織の代表及び役員を下記1. 2. のとおり定めます。

### 1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	山田〇太郎	大分市〇〇	自営業

### 2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	山本〇朗	大分市〇〇	会社員
副代表	山村〇美	大分市〇〇	公務員
書記	山川〇雄	大分市〇〇	NPO
会計監査	山下〇〇	大分市〇〇	地元自治委員

### 3. 構成員

#### (1) 個人

役職名	氏名	住所	備考
会員	山崎〇〇	由布市〇〇	会社員
会員	山谷〇〇	大分市〇〇	大学生
会員	山中〇〇	別府市〇〇	会社員
会員	山根〇〇	大分市〇〇	自営業

#### (2) 団体

氏名	住所	団体名

注：団体においては、活動組織の構成員となる者は代表者とし、構成員名簿を添付すること。

(様式第 11 号)

## 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施に関する協定書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）に基づき、〇〇活動組織と森林所有者〇〇は、下記のとおり協定を締結する。

### 記

(目的)

第 1 条 この協定は、地域の森林・山村の多面的機能の発揮のための活動（以下「活動」という。）が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(協定期間)

第 2 条 地域共同による活動の協定期間は、協定締結の日から令和〇〇年〇月〇日までとする。  
※協定締結日は、3年以上とする。

(協定の対象となる森林)

第 3 条 協定の対象となる森林は、以下のとおりとする。

所在	地番	地目	面積 (㎡)	備考
大分市大字〇〇	1954-3	山林	15663.62	
大分市大字〇〇	1954-5	畑	26233.62	非農地証明書

計画図 別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の 10 に定めるとおりとする。

(活動計画)

第 4 条 活動組織が行う活動は、別紙の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書」の 7 に定めるとおりとする。

(その他)

第 5 条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、活動組織と森林所有者が協議をして定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、活動組織と森林所有者は、本書を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇月〇日

〇〇活動組織

住所 大分市大字〇〇1-2-1

代表 山田〇太郎 印

森林所有者

住所 大分市〇〇〇〇 〇〇-〇

〇〇 〇〇 印

※森林所有者1人につき1枚を取り交わすこと。

※協定する森林地番をすべて載せること。

※地目が畑等農地の場合は農業委員会発行の非農地証明書を添付すること



(様式第 12 号)

# 活 動 計 画 書

令和〇年〇月〇日策定

〇〇活動組織

1. 組織名

〇〇活動組織

2. 所在地

大分市大字〇〇1-2-1

3. 地区の概要、取組の背景等

大分市〇〇地区は・・・により、集落で先祖代々守り続けている〇〇の森が荒廃してきた。このため、地域住民（〇人）とNPO法人〇が「〇〇活動組織」を設立し、〇〇の森を整備し、侵入竹の伐採等を行い、地域の活性化を進める。

4. 取組概要

〇地区にある〇を中心とした広葉樹林について〇〇づくりの会活動組織メンバーによる竹伐採、雑草木の刈払い、集積を実施。整備後に〇を植栽する。また、孟宗竹の除去を実施し、チップパーによる処理を行う。

5. 構成員の概要

※構成員の居住地（どのような地域から参加しているか）、職種、経歴、所属団体等、構成員の多様性がわかるように記載すること。

6. 地元の自治体、自治会、集落等のニーズに対応するなど地域の活性化への寄与

集落で先祖代々守り続けている〇〇の森が荒廃してきた。このため、地域住民（〇人）とNPO法人〇が「〇〇活動組織」を設立し、〇〇の森を整備し、地域住民と都市住民の絆の森とし、地域の活性化を進める。

7. 年度別スケジュール

取組概要	R 2年度		R 3年度		R 4年度	
1. 活動推進費	林況調査及び活動についての詳細な打合せ、安全装備購入					
2. 実践活動						
A-1 地域環境保全タイプ (里山林保全)	雑草木の刈り 払い・集積	0.5 ha	雑草木の刈払い 等保全管理	1.0 ha	雑草木の刈払い 等保全管理	1.5 ha
A-2 地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	枯損竹・古竹の 伐採	0.5 ha	竹の間伐、チップ 処理	0.5 ha	竹の間伐、棚積	0.5 ha
B 森林資源利用タイプ		ha		ha		ha
C 森林機能強化タイプ		ha		ha		ha
		m		m		m
2-1. 間伐等(除伐・枝打ちを含む)実施面積 広葉樹・竹林についても記入	1.0	ha	1.5	ha	2.0	ha
2-2. 活動を始める時点で長期にわたり手入れをされていなかったと考えられる森林を整備する面積	1.0	ha	0.5	ha		ha
3. 資機材・施設の整備	チェーンソー1台 刈払機1台			苗木300本		

※1 延長には森林調査・見回りを除く。

※2 2のCの森林機能強化タイプの森林面積については、スケジュールの期間内に地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプにより森林整備を実施する面積を記載する。

※3 2-2については、2年目以降はその前年度までの活動により該当する森林の整備を実施している場合はその森林の面積を除外し、その年度に新たに該当する森林の整備を実施する面積を記載する。

8. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法(地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載)

タイプ名	目標	モニタリング方法
地域環境保全タイプ (里山林保全)	頻繁に更新を行う里山林を再生。 20%以上が若返ったようにする	25㎡の方形調査、本数、樹種、位置
地域環境保全タイプ (侵入竹除去、竹林整備)	タケノコの採れる美しい竹林にする。(3,500本/ha)	25㎡の方形調査、竹の本数確認

(注) 目標の設定及びモニタリング方法の記載については、別に定めるガイドラインを参照とすること。

9. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

年 度	講習の名称	講習の内容
R 2 年度	チェンソー、刈払機の安全教育	講師を依頼し活動対象森林内で構成員が参加して実施
R 3 年度	チェンソー、刈払機の安全教育	講師を依頼し活動対象森林内で構成員が参加して実施
R 4 年度	チェンソー、刈払機の安全教育	講師を依頼し活動対象森林内で構成員が参加して実施

10. 安全のために装備する物品及び障害保険の名称

森林内ではヘルメットを着用し、チェンソー、刈払機を使用する場合は防護衣を着用する。

加入する傷害保険：〇〇保険株式会社の森林ボランティア保険

11. 4年目以降の活動（森林管理）計画

4年目以降も〇〇の森の保全管理を継続して実施する。大分県森林ボランティア団体に登録し、森林ボランティアを募集し、地元自治区、構成員と共に活動を継続する。

12. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺5,000分の1以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

13. 仕入れに係る消費税相当額について

交付金の申請に当たり、消費税を抜いて申請する場合は「税抜」、消費税を含めて申請する場合は「税込」に〇を付けて、その理由を示すこと。

( 税抜 ・ 税込 )

理由：課税事業者ではないため ※課税事業者の場合は税抜

14. その他

(1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。



A 小班



B 小班



B 小班林内状況



C 小班



D 小班

(2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入がある場合は記載すること。

〇〇活動組織規約第 5 章第 15 条の規約により、年会費〇〇〇〇円を徴収する。

※別途、材の売り上げ収入、交付金対象地で売り上げがある場合は別途報告する

(3) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

※活動全てを委託することはできない。

活動計画における取組についての委託

- ・ 委託機関名
- ・ 連絡先（電話番号等）
- ・ 委託時期
- ・ 委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）
- ・ 委託金額

(様式第 13 号)

番 号  
令和〇年〇月〇日

公益財団法人森林ネットおおいた  
理事長 重 本 悟 殿

〇〇活動組織  
代表 〇〇 〇〇〇 印

令和 2 年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野  
庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4 （1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発  
揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名

〇〇

2. 協定の対象となる森林の位置

大分市大字〇〇 〇〇—〇 ほか 〇筆

3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）

副代表 〇〇 〇〇 電話 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇

メール 〇〇〇〇@〇〇〇〇

#### 4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の額	市町村の額	計
活動推進費	112,500 円	初年度のみ	112,500 円	円	円	112,500 円
地域環境保全タイプ (里山林保全)	120,000 円 /ha	0.5ha	60,000 円	円	円	60,000 円
地域環境保全タイプ (侵入竹除去・竹林整備)	285,000 円 /ha	0.5ha	142,000 円	円	円	142,000 円
森林資源利用タイプ	120,000 円 /ha	ha	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	800 円/m	m	円	円	円	円
小 計			314,500 円	円	円	314,500 円
資機材・施設の整備	1/2 以内	91,000 円	45,000 円	円	円	45,000 円
資機材・施設の整備 (林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋)	1/3 以内	円	円	円	円	円
計			359,500 円	円	円	359,500 円
間伐等(除伐、枝打ちを含む。)の実施面積		1.0ha				
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		1.0ha				

(注1) 面積は0.1ha、延長はm単位で記入。

(注2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林の整備を実施する面積を記載すること。

(注3) 都道府県の額、市町村の額及び計については、申請時に都道府県や市町村からの予定額を聞いている場合等に記載すること。

(注4) 交付金額の百円以下は切捨てとする。

(注5) 資機材を購入する場合は2者以上の見積書を添付すること。金額は安価な方とする。

#### 5. 事業費 (活動推進費+各タイプ計+資機材・施設の整備 (購入額))

$$112,500+60,000+142,000+91,000=405,500 \text{ 円}$$

※資機材・施設の整備の額は、交付金額でなく、**購入額**。

## 6. 月別スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 活動推進費					←—————→							
			事業推進の打合わせ、安全装備、消耗品の購入									
2. 実践活動												
A-1 地域環境保全タイプ （里山林保全）				↔								
			D小班 除伐作業 安全講習会									
A-2 地域環境保全タイプ （侵入竹除去、竹林整備）								↔				
							枯損・古竹の伐採					
B 森林資源利用タイプ												
C 森林機能強化タイプ												
3. 資機材・施設の整備				↔								
			チェーンソー、刈払い機購入									



#### 7. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
チェンソー、刈払機の 安全教育	講師を依頼し活動対象森林内で構成員が参 加して実施	8月

#### <施行注意>

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものとする。